株式会社グッド・アイズ建築検査機構 構造計算適合性判定業務 業務区域、判定対象建築物

※業務区域、判定対象建築物、当該業務区域の判定の業務を行う事務所及び当該区域の主たる事務所

業務区域	判定対象建築物	判定の業務を行う事務所	主たる事務所
(都道府県)			
北海道	委任なし		
青森県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
岩手県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
宮城県	法第6条の3第1項の全部(建築確認に係る適判)及び法第18条第4項(ただし、知事が別に定めるものに限る※)とする。 ※法第18条第2項の通知に係る建築物(建築主が宮城県である場合を除く)。	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所 構造判定室 仙台事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所 構造判定室 仙台事務所
秋田県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
山形県	延べ面積 10,000 ㎡超または高さ 31.0m超、 県内に判定の業務を行う事務所を置く 機関が 業務規程により判定を行わない こととした建 築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
福島県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
T			
茨城県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
栃木県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
群馬県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 群馬事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 群馬事務所
埼玉県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
千葉県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
東京都	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
神奈川県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所

新潟県	1) 床面積の合計が 2,000 ㎡を超える建築物(法第 18 条第 2 項に該当するものを除く) 2) 法第 18 条第 2 項に該当し、床面積の合計が 10,000 ㎡を超える建築物 3) 令第 81 条第 2 項第 1 号口に定める構造計算による 建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
富山県	1) 床面積の合計が 2,000 ㎡または高さが 20mを超える建築物 2) 今第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 3) 床面積の合計が 2,000 ㎡以内、かつ高さが 20m以内の建築物のうち、他の判定機関が法第77条の35の19又は準則第3第3号の規定等により判定できない建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
石川県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
福井県	構造計算に係る床面積(法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積(以下同じ))が5,000㎡を超える建築物、および構造計算に係る床面積が5,000㎡以内の建築物のうち委任基準第3第1項第1号の委任を受けた指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程の業務範囲に含まれないもの(限界耐力計算免費建築物、枠組壁工法、木質プレプ、工法、膜構造、特定天井の計算を簡易スペクトル法または応答スペクトル法で計算するもの)	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
山梨県	建築基準法第18条の2第4項において読み替えて適 用する同法第6条の3第1項及び第18条第4項の規 定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物 の構造計算適合性判定の業務	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
長野県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
岐阜県	1) 延べ面積が 3,000 ㎡を超える建築物(建築物の 2 以上の部分がエネバンタコジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。) 今第 81 条第 2 項第 1 号口に定める構造計算による建築物 3) 適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物 4) 法第 20 条第 1 項第 2 号イ及び第 3 号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの 5) 高さが 31mを超える建築物 6) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物 7) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度 36N/mil以上のコンクリートを使用する建築物 8) 令第 80 条の 2 の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術基準による次の建築物・昭和 58 年建設省告示第 1320 号(プレストレスコンパリート造)・平成 12 年建設省告示第 2009 号(免護建築物)・平成 14 年国土交通省告示第 1641 号(藤健全)・平成 14 年国土交通省告示第 1641 号(藤健全)・平成 14 年国土交通省告示第 1641 号(藤健全)・平成 14 年国土交通省告示第 1641 号(藤健全)・平成 14 年国土交通省告示第 463 号(鉄筋コンリー) 組積造)・平成 14 年国土交通省告示第 463 号(鉄筋コンリー) 組積造)・平成 14 年国土交通省告示第 463 号(鉄筋コンリー) 組積造)・平成 15 年国土交通省告示第 410 号(アトニルト合金造)・平成 15 年国土交通省告示第 410 号(アトニルト合金造)・平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 3 第 4 項二号(特定天邦) 10) その他知事が必要と認める建築物 11) 1)~10)までの規定の適用にあたって、一の適合性判定に係る建築物が 2 以上あり、いずれか一の建築物が 1)~10)までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物が 1)~10]までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物が 1)~10]までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物が 1)~10]までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物が 1)~10]までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物が 1)~10]までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物が 1)~10]までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物が 1)~10]までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物が 1)~10]までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物が 1)~10]までの建築物に該当するとのとみなす	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
静岡県	委任なし		
愛知県	一の建築物につき床面積の合計が 10,000 ㎡を超える 建築物(二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方 法のみで接している建築物の当該建築物の部分はそ れぞれ別の建築物とみなす。) 限界耐力計算による建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所

三重県	委任なし	
滋賀県	委任なし	

京都府	委任なし	
大阪府	委任なし	
兵庫県	委任なし	
奈良県	委任なし	
和歌山県	委任なし	

鳥取県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
島根県	床面積の合計が 2,000 ㎡を超える建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
岡山県	法第6条の3第1項及び第18条第5項に規定する構造計算適合性判定の業務のうち、次の各号のいずれかに該当する業務 1) 延べ面積が2,000㎡を超える建築物に関する業務 2) 限界耐力計算法により計算された建築物に関する業務 3) 大臣認定プログラムのうち知事が別途指定するもの以外のプログラムにより計算された建築物に関する業務 4) 業務を行う事務所を岡山県内に置く全ての判定機関が、当該判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物に関する業務	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
広島県	委任なし		
山口県	1) 床面積の合計が3,000 ㎡を超える建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分) 2) 令第81条第2項第1号口に定める構造計算等による建築物 3) 床面積の合計が3,000 ㎡以内の建築物のうち、他の判定機関が、準則等の規定により判定できない建築物41)へ3)に掲げる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所

徳島県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
香川県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
愛媛県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
高知県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
福岡県	委任なし		

佐賀県	委任なし	
長崎県	委任なし	
熊本県	委任なし	
大分県	委任なし	
宮崎県	委任なし	
鹿児島県	委任なし	
沖縄県	委任なし	

令和 6年 11月 1日 改訂